

平成26年度補正
定置用リチウムイオン蓄電池
導入支援事業費補助金

— 指定認証機関の公募 —

公 募 要 領

平成27年3月

平成26年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金 指定認証機関へ応募をされる皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)の補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしましても、補助金に係る不正行為に対して厳正に対処いたします。

従って、当法人の補助金に関する指定認証機関の応募をされる方におきましては、以下の点を十分にご認識いただいたうえで指定認証機関に関する全ての手続きに関して適正に行っていただきますようお願いいたします。

1. 指定認証機関は、SIIが行う監査や会計検査院による会計監査に備え、対象機器の認証に要した全ての書類を本事業の終了から最低6年以上保管し、閲覧・提出に協力しなければなりません。
2. 指定認証機関の申請、及び補助対象機器の認証において、如何なる理由があっても虚偽の申請、認証を行わないでください。SIIにより虚偽が認められた場合、当該指定認証機関に対して内部調査を指示し、その結果を文書でSIIに報告させることができるものとします。
3. 前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとします。この場合において、SIIが審査のために必要であると認められるときは、当該機器及び関連資料の提出を命じ、指定認証機関の施設その他の事業所に立ち入ることができるものとします。
4. 前項により当該指定認証機関に不正行為があったと認められたときは、指定認証機関の指定を取消すとともに、認証機関の名称及びその内容を公表し、SIIの所管する契約について一定期間指名等の対象外とすることができるものとします。
5. 補助金受給に係る不正行為について、SIIにより指定認証機関の関係者の関与が認められたときは、指定認証機関の指定を取消すとともに、認証機関の名称及びその内容を公表し、SIIの所管する契約について一定期間指名等の対象外とすることができるものとします。
6. 前項の規定による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金が交付されているときには、当該指定認証機関に対して期限を付して当該補助金相当額を請求するものとします。

目 次

1. 事業概要	1 ~ 2
2. 事業スキーム	3 ~ 4
3. 指定認証機関公募概要	5
4. 量産型登録蓄電システム 認証・審査業務の概要	6
5. 大型カスタム蓄電システム 認証・審査業務の概要	7
6. 指定認証機関の要件	8
7. 公募の流れと応募方法	9
8. 更新履歴	10

1. 事業名 : 平成26年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金
2. 事業目的 : 本補助金は、家庭及び事業者等での定置用リチウムイオン蓄電池（以下、「蓄電システム」という。）の導入に必要な経費の一部を補助し、これらの主体における電力使用の合理化を促進することを目的とします。
3. 補助対象機器 : 「量産型登録蓄電システム」と「大型カスタム蓄電システム」の2種類を補助対象とします。

① 量産型登録蓄電システム

量産型登録蓄電システムに関する公募に対し、機器製造事業者等から申請があり、S I Iに補助対象機器として認められ、あらかじめS I Iに登録される蓄電システム

② 大型カスタム蓄電システム

単電池の定格容量×セル数が4800Ah・セル以上で、蓄電システム製造前に蓄電システムの使用者（所有者）と蓄電システムを提供するS I Iに認められた機器製造事業者等の間において、仕様に関して書面による合意が存在する蓄電システム

※ 大型カスタム蓄電システムは、事前に蓄電システムの登録を行わず、導入を希望する補助事業者の申請毎に審査を行います。

※ 詳しくは、「平成26年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金補助対象基準」をご参照ください。

4. 補助事業者 :
- ・ 個人（個人事業主含む）
 - ・ 法人

※ 蓄電システムの設備そのものを貸与する場合は、蓄電システムを貸与する事業者（以下「対象機器所有者」という。）と蓄電システムを使用する個人又は法人（以下「対象機器使用者」という。）にて、共同で申請してください。なお、申請をする場合は対象機器所有者が主となり申請を行ってください。

5. 補助額（補助率） : 蓄電システム購入金額と、蓄電システム毎に定められた目標価格との差額の2/3以内

6. 設置場所毎の補助上限額 :
- | | |
|---------|---------------|
| 【個人・法人】 | 1住宅あたり上限100万円 |
| 【法人】 | 1事業所あたり上限1億円 |

7. 補助金申請手順：

『交付申請』と『実績報告』の2段階です。

交付申請

補助対象機器に関わる購入契約後かつ設置前に「補助金交付申請書」（以下、「交付申請書」という。）をS I Iへ提出し、S I Iから「交付決定通知書」を受領してください。

- ※ 購入契約は、交付申請受付開始後かつ補助対象機器登録後に行ってください。
- ※ 交付決定通知書受領前に、補助対象機器の設置工事に着手した場合（設置工事が不要な場合は使用開始した場合）は補助対象外となりますのでご注意ください。

実績報告

補助対象機器の設置・引き渡しの完了、及び補助対象費用の支払いが完了した後、「補助事業実績報告書 兼 取得財産等明細表」（以下、「実績報告書」という。）をS I Iへ提出し、S I Iから「補助金の額の確定通知書」を受領してください。

8. 申請受付期間：

交付申請

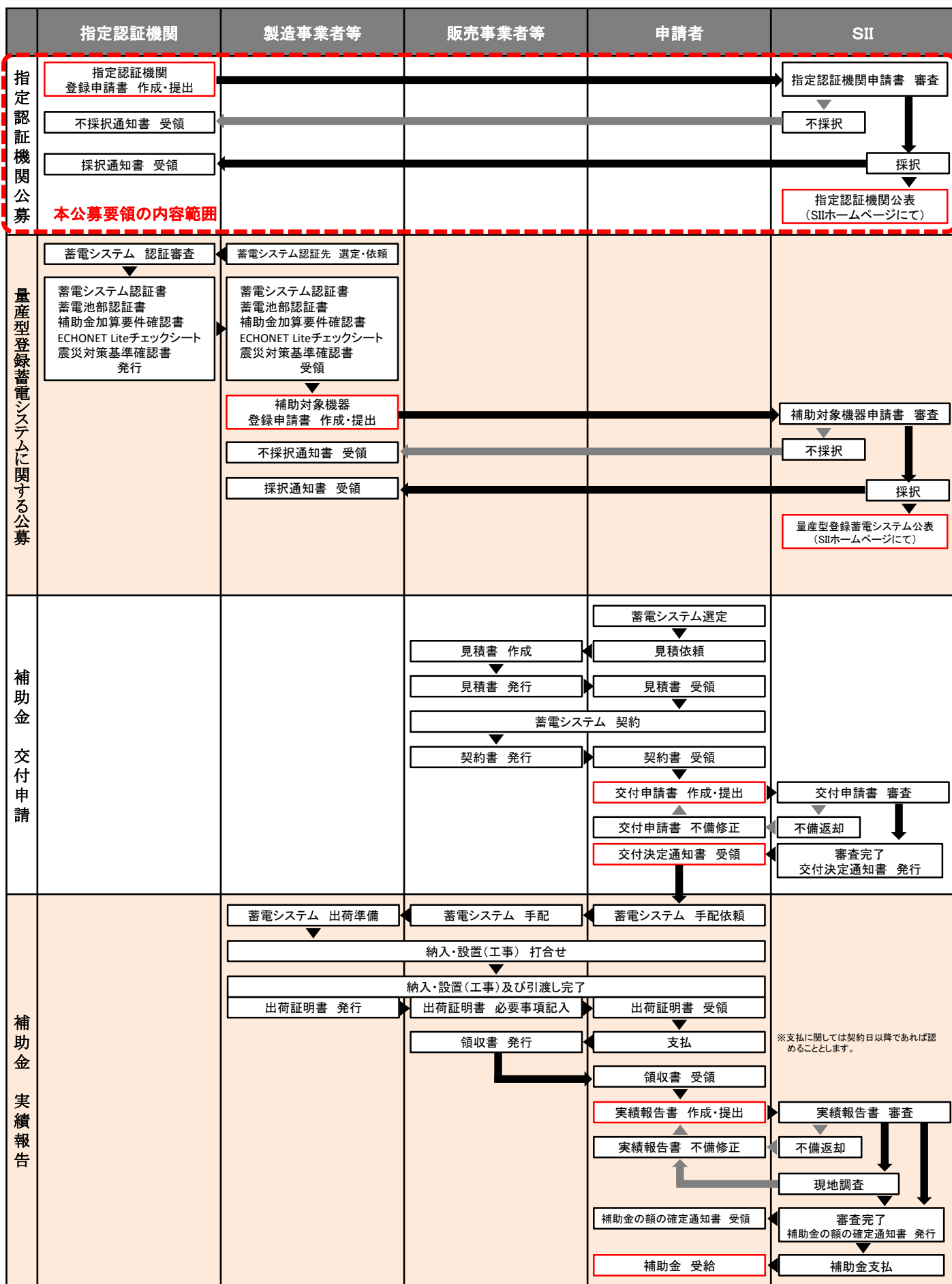
平成27年 3月30日（月）～ 平成27年12月28日（月）
郵便私書箱必着

- ※ 交付申請の合計額が予算額に達した場合、申請受付期間内であっても交付申請の受付を終了します。

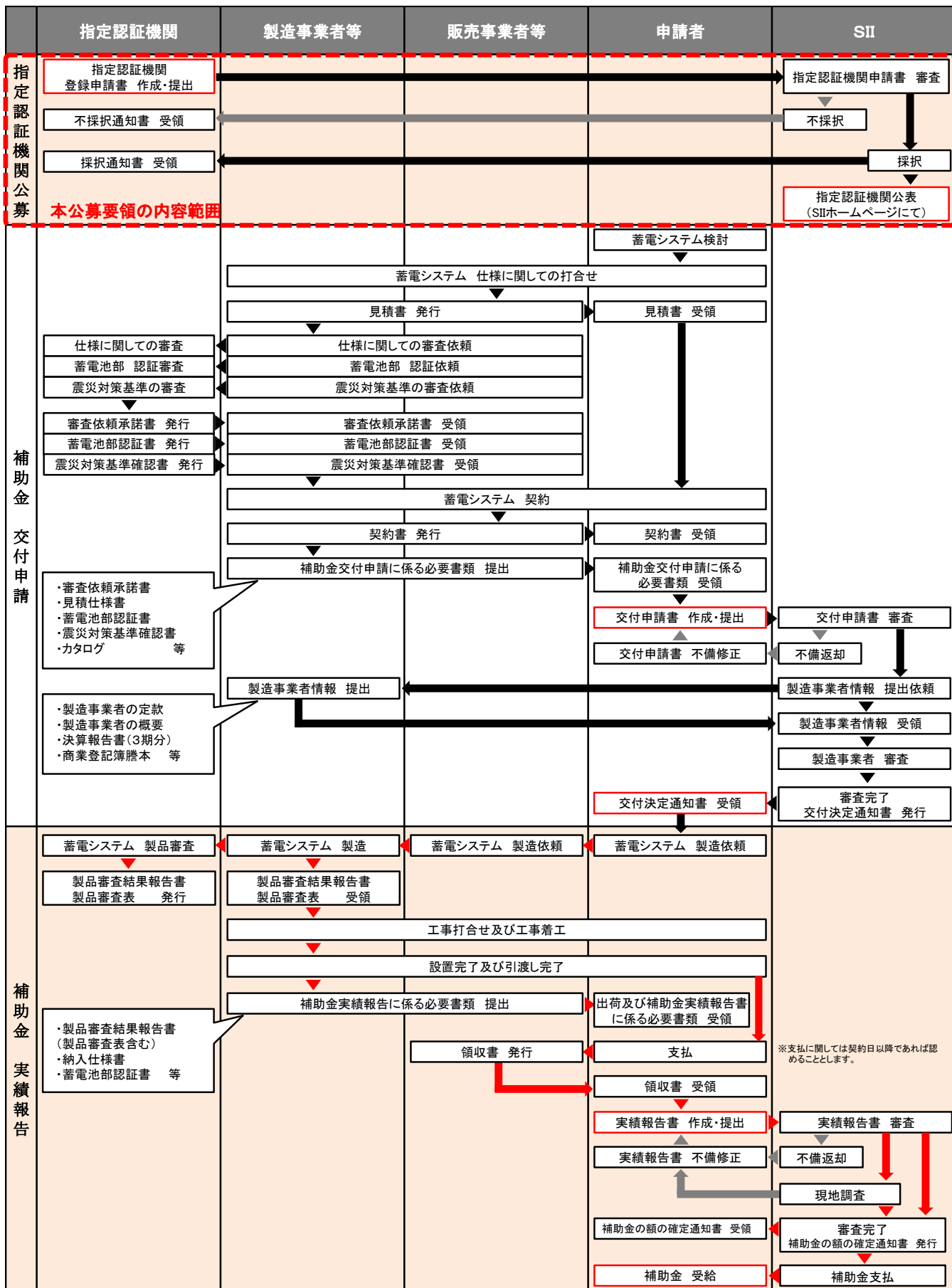
実績報告

平成27年 3月30日（月）～ 平成28年 1月29日（金）
郵便私書箱必着

9. 補助事業費総額： 130億円



※支払に関しては契約日以降であれば認めることとします。



※支払に関しては契約日以降であれば認めることとします。

1. 公 募 名 称 : 平成26年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金
指定認証機関の公募
2. 公 募 対 象 : 本補助事業において補助対象となる下記の蓄電システムについて、補助対象基準
に準拠していることを認証・審査することができる法人
- ①量産型登録蓄電システム
量産型登録蓄電システムに関する公募に対し、機器製造事業者等から申請が
あり、S I Iに補助対象機器として認められ、あらかじめ登録される蓄電シ
ステム
- ②大型カスタム蓄電システム
単電池の定格容量×セル数が4800Ah・セル以上で、蓄電システム製造
前に蓄電システムの利用者（所有者）と、蓄電システムを提供する機器製造
事業者等の間で仕様に関して書面による合意が存在する蓄電システム
3. 申 請 方 法 : 申請書をS I Iのホームページからダウンロードし、申請書の他必要書類を下記
の申請受付期間内に提出してください。
4. 公 募 期 間 : 平成27年3月11日（水）～ 平成27年11月30日（月）（必着）
（申請受付期間）
- ※ 採択された指定認証機関はS I Iのホームページで公表いたします。
- ※ 公募期限前であっても、補助金の申請における交付申請の受付が終了した
場合、指定認証機関の登録申請の受付を終了します。

量産型登録蓄電システムの認証・審査業務

- (1) 指定認証機関は量産型登録蓄電システムに対して、S I I が求める下記蓄電システム認証基準を含む、補助対象基準を満たしているかどうかの認証及び審査を行えること。

※詳細については「平成26年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金 補助対象基準」をご参照ください。

※測定試験場所に関しては、機器製造事業者の工場等での立会試験でも可とする。

【補助対象基準】（抜粋）

基準	技術基準	認証機関発行書類
性能および表示基準	①蓄電容量、定格容量、繰り返し充放電耐久性(サイクル耐久性)に関して、一定の基準を満たすこと。 ②定格出力、出力可能時間、保有期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。 (詳細は「補助対象基準 2 性能及び表示基準」及び「性能基準項目の測定方法(別紙1)」を参照すること。)	認証書及び付属書
安全基準	蓄電池部 「JIS C 8715-2」に準拠すること。(詳細は「補助対象基準 3 安全基準」を参照すること。)	認証書及び付属書
	蓄電システム 次の①及び②に準拠すること。 ①「JIS C 4412-1またはJIS C 4412-2」に準拠すること。 ②「蓄電システムの一般及び安全要求事項(1)(別紙2)」の耐周囲環境試験(58項)、電磁妨害(10項)、負荷への電力品質(11項)に準拠すること。 (その他詳細は「補助対象基準 3 安全基準」を参照すること。)	認証書及び付属書、 機器安全基準チェックシート
	震災対策基準 次の①又は②のいずれかが「蓄電システムの震災対策基準(別紙6)」に準拠すること。 ①単セル ②蓄電システム (詳細は「補助対象基準 3 安全基準」を参照すること。)	震災対策基準確認書

※補助対象基準については、今後、国内外における規格の整備の進捗、その他市場環境の変化に応じ、所要の措置を講じた上で修正する可能性があります。

- (2) 量産型登録蓄電システムにおける認証及び審査結果について、認証書等の発行が行えること。

※審査結果について、S I I は必要に応じ認証・審査における全てのデータの提出を求める場合があります。

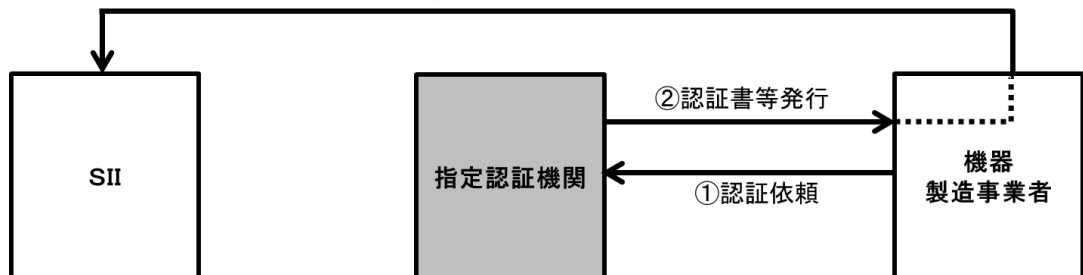
- (3) 下記、補助対象基準の加算要件に関する機能（付加機能）が、S I I の求める要件を満たしているかどうかの審査及び補助金加算要件確認書等の発行が行えること。

【加算要件に関する機能】

付加機能	技術基準	認証機関発行書類
系統連系等	カタログあるいは取扱説明書などに、系統連系可能である旨が明記されていること。 系統連系可能である旨の明記がない場合は、系統運転と蓄電池運転の切替時間が10ms以下であり、かつ、任意の時間にタイマー、通信制御のいずれかにより充放電を行う機能を有していること。 ※詳細は「補助対象基準 4 付加機能」を参照すること。	補助金加算要件確認書
太陽光発電システム連携	太陽電池用直流入力端子、太陽電池用交流入力端子、または太陽電池出力状態を監視する機能があること。 ※詳細は「補助対象基準 4 付加機能」を参照すること。	補助金加算要件確認書
高サイクル耐久性	2000回繰り返し充放電を行った後の容量が、定格容量の80%以上であること。 ※詳細は「補助対象基準 4 付加機能」を参照すること。	補助金加算要件確認書、 電池システム補助対象基準確認書
ECHONET Lite対応	ECHONET Lite規格に準拠し、かつ、接続可能なHEMS機器がカタログ、パンフレット等に記載されていること。 ※詳細は「補助対象基準 4 付加機能」を参照すること。	補助金加算要件確認書、 ECHONET Liteチェックシート

【量産型登録蓄電システムにおける指定認証機関の位置づけ】

③機器登録申請



大型カスタム蓄電システムの認証・審査業務

(1) 指定認証機関は大型カスタム蓄電システムに対して、SIIが求める下記蓄電システム認証基準を含む、補助対象基準を満たしているかどうかの認証及び審査を行えること。

※詳細については「平成26年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金 補助対象基準」をご参照ください。

※測定試験場所に関しては、機器製造事業者の工場等での立会試験でも可とする。

【補助対象基準】（抜粋）

基準		技術基準	認証機関発行書類
性能および表示基準		①蓄電容量、定格容量、繰り返し充放電耐久性(サイクル耐久性)に関して、一定の基準を満たすこと。 ②定格出力、出力可能時間、保有期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。 (詳細は「補助対象基準 2 性能及び表示基準」及び「蓄電システムの一般及び安全要求事項(別紙5)」を参照すること。)	製品審査結果報告書及び製品審査表
安全基準	蓄電池部	「JIS C 8715-2」に準拠すること。 (詳細は「補助対象基準 3 安全基準」を参照すること。)	認証書及び付属書
	蓄電システム	「蓄電システムの一般及び安全要求事項(3)(別紙5)」に準拠すること。 (詳細は「補助対象基準 3 安全基準」を参照すること。)	製品審査結果報告書及び製品審査表
	震災対策基準	単セルに関して「蓄電システムの震災対策基準(別紙6)」に準拠すること。 (詳細は「補助対象基準 3 安全基準」を参照すること。)	震災対策基準確認書

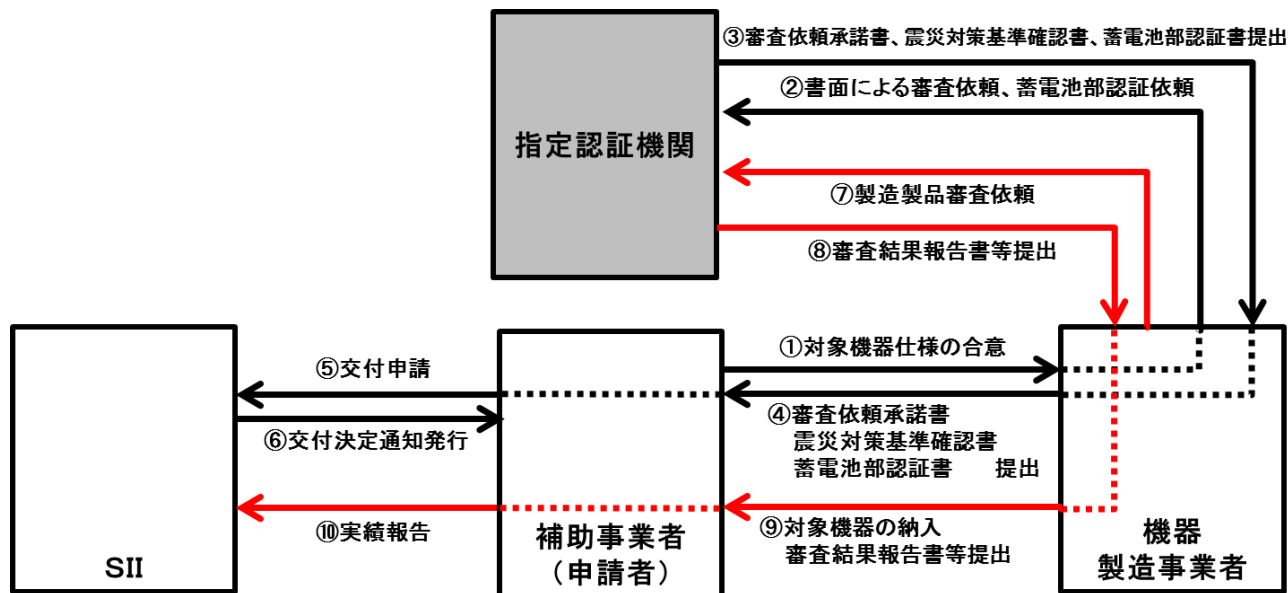
※補助対象基準については、今後、国内外における規格の整備の進捗、その他市場環境の変化に応じ、所要の措置を講じた上で修正する可能性があります。

(2) 大型カスタム蓄電システムにおける認証及び審査結果について、製品審査結果報告書等の発行が行えること。

※審査依頼承諾書には定格出力、蓄電容量を記載すること。

※審査結果について、SIIは必要に応じ認証・審査における全てのデータの提出を求める場合があります。

【大型カスタム蓄電システムにおける指定認証機関の位置づけ】



1. 指定認証機関が有しなければならない基礎的要件

- ① 日本国において登記された法人であること。
- ② 安定的な事業基盤を有していること。
- ③ 電気用品安全法 国内登録検査機関であること。
- ④ IECEE-CB制度に基づく、国内認証機関（NCB）であること。
- ⑤ 前項に記載されている量産型登録蓄電システム並びに大型カスタム蓄電システムの認証基準を認証・審査することができる体制・設備があること。
※測定試験場所に関しては、機器製造事業者の工場等での立会試験でも可とする。
- ⑥ 日本語で記載された認証書等を発行できること。
※日本語で発行ができない場合は、日本語の解説書を添付すること。

2. 指定認証機関が認証実施における情報の取り扱いに関する要件

- ① 本事業に携わる部署において情報セキュリティ対策の管理が実施されていること。
(JIS Q27001相当の第三者認証取得が望ましい)
- ② S I I への審査データの報告において、その情報の提供ができること。
※S I I に提出されたデータは、S I I から国に提出された後、統計的な処理等を行った上で国または国が指定する第三者機関から公表される場合があります。但し機密情報、個人情報等の公表は行いません。

3. S I I との取決めについての要件

指定認証機関として採択後に、S I I が定める「取決書」・「秘密保持契約書」をS I I と締結し、遵守できること。

※取決書には業務規定、業務情報の取り扱いとセキュリティ対策、不正認証の責任等を定めるものとします。

4. その他留意事項

- ① 指定認証機関は、対象機器申請者からの虚偽申告等により機器登録を不正に行ったことが明らかになった場合、速やかに国及びS I I に報告しなければなりません。
- ② 指定認証機関は、対象機器が補助対象基準に準拠していると認めた後、S I I に補助対象機器として認められた製品に不具合・事故が生じたことを知り得た場合には、速やかにこれをS I I に報告しなければなりません。
- ③ 指定認証機関において、不正並びに業務の怠慢等が行われていることが明らかとなり、指定認証機関として不適切であるとS I I が判断した場合、S I I は指定認証機関の登録を取り消す場合があります。
- ④ S I I は、認証に関わる費用に関して指定認証機関に対して協議を求める場合があります。

1. 指定認証機関公募の流れ

(1) 審査・選定

【審査項目】

- S I I が定める要件をすべて満たすこと
- 事業計画の実現性、妥当性 など

上記を踏まえ、S I I は指定認証機関を決定します。

(2) 結果の通知

採択された指定認証機関は、審査終了後にS I I のホームページで公表します。その後、採択通知が発行され、申請書に記載されている担当者宛てに郵送します。

(3) 契約の締結

採択された指定認証機関はS I I との協議の上、指定認証機関における「取決書」「秘密保持契約書」を締結します。

2. 応募方法

(1) 申請書入手方法

S I I ホームページ (http://sii.or.jp/lithium_ion26r/) から申請書の様式をダウンロードし、提出に必要な書類を作成してください。

(2) 提出書類

No.	様式	書類名称		備考
1	指定 (様式1)	指定認証機関申請書		
2	指定 (様式2)	指定認証機関登録情報		
3	自由	事業計画書	期間、手順、 体制、コスト 等	審査の予想件数、内訳、審査費用など具体的な見込みを記入してください。 ※これを裏付けるエビデンスがあれば添付してください。
4	自由	実績書(直近3年程度)		他の事業含め、技術評価や第三者認証に該当する認証実績の報告書等。
5	原本	事業者登記簿謄本		
6	自由	会社概要		パンフレット可。
7	自由	決算報告書(直近3期分)		
8	自由	各種証明書		下記2つを証明できる書類。(官報コピー等) ①電気用品安全法、国内登録機関であること。 ②IECEE-CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。
9	自由	情報セキュリティポリシー 等		

- ・ 指定書式の書類は、すべての項目について記載してください。
- ・ 関係箇所が判別し難い書類などは付箋やマーカーで目印をつけてください。
- ・ 書類一式をファイルに綴じ、書類名を記した見出し(タブ)をつけてください。
- ・ 3部(正1部、副2部)作成し、2部(正1部、副1部)をS I I に提出、1部(副)を申請担当者が保管してください。

※ 提出書類に不備・不足等がある場合、審査の対象にならないことがありますのでご注意ください。

(3) 提出先

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(S I I) 審査第三グループ

リチウムイオン蓄電池補助金 指定認証機関公募担当宛

(4) 問い合わせ先

TEL: 03-5565-4958

(受付時間: 平日 10:00~12:00、13:00~17:00)

No.	更新日	更新ページ	更新内容
1	2015/3/11		初版
2	2015/4/20	P.2	申請受付期間の変更（受付終了日の追加）
		P.5	公募期間の変更（公募終了日の追加）